

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第14条 研究院の事務は、関係部局の協力を得て、<u>研究推進部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (事務) 第14条 研究院の事務は、関係部局の協力を得て、<u>研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。